

裁判員経験者の意見交換会議事録

神戸地方裁判所

司会者

本日はお忙しいところ、また、お暑い中、裁判員経験者の意見交換会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。裁判員を経験したという大変貴重なお話をお聞きする会ですので、どうか遠慮なくご自由にお話をしていただきたいと思います。

本日の予定ですが、最初にお一人ずつ全体的なご感想をお聞きして、その後で、裁判の手続の流れに沿ってお気づきの点などについてお尋ねした上で、最後に、これから裁判員裁判に参加する方へのメッセージを頂けたらと思います。また、本日は記者の方も来られていますので、記者の方から何か質問があれば受け付けたいと思っております。

本日は、神戸地方検察庁の西検事と兵庫県弁護士会の福島弁護士にもご出席いただいております。裁判所からは倉成裁判官が出席していますので、必要に応じてお話を伺うかもしれません。よろしく申し上げます。

それでは最初に、今振り返ってみて、自分が経験した事件についてどんなご感想をお持ちかお話しいただきたいと思います。1番の方は、4日間の期間で求刑が無期懲役の強盗殺人という重い事件でしたが、いかかでしたか。

裁判員経験者1番

審理日程は4日間で、私としては物足りないぐらいでしたが、内容からしたら審理は4日間で良かったと思っています。裁判員にはなりたいたって思っていたので、早い時期になれたなと思っています。私が担当した事件は非常にオーソドックスといいますか、我々の頭を悩ます程のものではなかったです。それは、判決が無期懲役だったんですが、求刑も無期懲役で、死刑とかなら嫌だなという気がしたんですが、無期懲役なら私の考え

では妥当だなというのがあったのと、被告人が争うというよりは減刑を望まれたということです。弁護人の意見は無期懲役が有期懲役にならないかという内容でしたので、審議の仕方も非常にやりやすかったし、裁判員のみなさんとの話も裁判官との話でもそんなに齟齬が出なかったと思っています。被告人以外に証言台に立つ人がいなかったのがちょっと残念でしたが、致し方ないかなと思っています。感想としてはちょっと物足りなかったですけど、事件性からいくと非常にオーソドックスな事件が当たって、それほど悩むこともなかったし、私は10日間ぐらいまでは何てことないかなと思っていたんですけど、4日間だからどちらかと言えば短かったのかなと思っています。私は定年退職しているので10日間くらいならやり繰り出来るんですが、仕事を持っている人は10日間くらいになると大変なんだろうなというのは思いました。

司会者

どうもありがとうございました。次に2番の方にお伺いしますが、2番の方は薬物の密売の、麻薬特例法という耳慣れない事件で、3日間だったと思うんですけど、ご感想をお願いします。

裁判員経験者2番

3日間という短い期間でしたし、事案自体も密売と言うことではありますけど、人を傷つけたりとか殺したりとかいう怖いような事件でもなかったもので、自分としては裁判員裁判を経験するに当たって、こう言っては何ですが、事件としては面白くなかったという感じではありました。それでも仕事をしていますので、最初の選任を合わせて4日間という期間は限界かなという思いがありました。短い期間ではありましたが貴重な経験をさせていただいたかなと思います。今後当たられる方もいらっしゃると思いますが、当たった方は経験されたら良いんじゃないかなという感じでした。

司会者

次に3番の方にお伺いしますが、3番の方の事件は、性犯罪で少し争いがある事件で、難しいところもあったのかもしれませんが。全部で5日間ですがどのようなご感想ですか。

裁判員経験者3番

裁判としては争っている内容でして、被告人はしていないと、被害者は証言にもいらっしやったんですけど、されましたということで完全に争っていました。どちらが整合性があるかというところを争っていたと思うんですけど、強姦致傷は認めるという有罪の判決を出したんですけど、被告人が控訴されたことは聞いてますので、正しかったかどうかは気になってます。控訴審でも有罪になったからといって正しかったかどうかは、本当のところは当人同士でしか分からないところではあるんですけど、結果が早く出ればとは思っています。全体で5日間でしたが、私も会社員なので、土日も挟みましたがこの1週間ぐらいが限界かなという日程ではあったと思います。そのときにも言わせていただいたんですけど、日程は調整出来ないのかもしれませんが、月末月初というのは会社員にとっては難しい感じはあるのかなと思いました。

司会者

裁判の日程の組み方も難しいですが、お勤めになりながら参加するというのは大変だということがよく分かりました。本当にありがとうございました。次に4番の方ですけど、いろんな事件があって、関係者も多く証人も被害者や共犯者を入れて5、6人いた事件で、日程的にも週をまたいで8日間ぐらいだったんですけど、ご感想としてはどうでしたか。

裁判員経験者4番

8日間ということで3週にわたって裁判所に通いました。裁判所というところは普段はお付き合いもないですし、積極的には来たくないという場所ではあるんですけど選任された以上は何とか務めたいという思いでした。

結構長い期間でしたので、その間は必ず誰かに迷惑が掛かるということがありましたので、そのプレッシャーを感じながら務めたというのが感想です。

事件の中身については、13件の犯罪に対する裁判だったと思いますが、それこそ犯罪のデパートみたいな感じで、ありとあらゆることをした被告人ということでした。ただ争点は、殺意があるかどうかという一点だけでしたので、評議の中身については量刑に対する議論が主だったという記憶があります。とはいえ、1件1件の犯罪について証人が来られて証言をされるということがあったので、相当長期になったのかなと思います。私も定年退職して時間的に余裕があったのと、こういった新しいことには参加したいという思いもあって参加しました。しかし、当時はかなりプレッシャーというか、1年以上前のことですが、今から思うとそんな感じがしています。結果としては、新しい経験をしたということで良い経験をさせて貰ったと思っています。

司会者

次に、5番の方の事件は、ストレスとかから自宅に放火をした人の事件で、審理は4日間でした。証拠の読み上げとかに結構な時間が掛かったようですが、どのような感想をお持ちですか。

裁判員経験者5番

自分の家に火を付けたという事件でした。物が燃えているので証拠も焦げていて見せて貰ってもどこにあるのか探さないと分からない状況がありました。けが人だとか死者はいなかったんですが、この事件について私の中で問題だったのは、高齢問題と被告人に心理的というか精神的な疾患があったということでした。私自身は、ボランティア活動で自殺防止と心理的な防犯的なことをやっていますし、近所でも高齢問題に携わっていたので、この問題は私自身も興味がありました。高齢者の犯罪とか精神疾患の

ある人の犯罪とかが多発していますので、この問題も世間的にも地域的にも考えていけないといけないという印象も持ちました。また、家族の助けが大事だと思いました。被告人のご主人とかも助けていきたいいということで、執行猶予で、猶予期間中は保護観察処分¹で病院に通院してもらおうという判決になったんですけども、家族の絆というのも大切かなというのが私の持った感想です。

司会者

家族の問題も絡んできたりして評議も大変だったのかと思いました。次に6番の方も家族関係の事件だったんですけど、殺人事件ということで、刃物を使った事件でいろいろストレスとかもあったのではないかと思います。いかかでしたか。

裁判員経験者6

事件としては非常に残虐でした。何故父親を、このような残虐な形で殺人を起こしてしまったかということが、みなさんが一番悩むところで分かりかねるところでした。結局親離れ子離れ出来ていない親子がずっと仲違いしたままで、離れればよかったんですけど離れず同居した形でできてしまっていて、息子がアル中やDVで3回ぐらい離婚してるみたいなこともありました。証言に来たのが一人目の奥さんの子供でしたが、被告人を父親と思ったこともないということでした。十代で出来ちゃった結婚をして、結局は被告人の親がその子を引き取って自分の娘として育てていて、被告人の顔も見たくないということでした。被告人は認めていてどんな刑でも受けるという態度でしたので、裁判の内容としては懲役何年にするかだけでしたので、プロの裁判官だけで短時間で済ませてもよかったんじゃないかと思いました。裁判員裁判で重要というか役割が大きいと思うのは、えん罪とか無罪の人が有罪になるというケースが多々あって、警察とかマスコミは最近ちょっとやり過ぎじゃないのと感じてて、やっぱり最終的に

裁判所でそういう人を助けるじゃないですけど、やっぱり無罪なのに犯罪者の扱いをするマスコミとか、まだ犯罪者になってないのに名前が出てたりとか最近していて、そういう裁判で裁判員裁判は有効というか、利害関係の無い第三者が必要な裁判に税金を使って欲しいと思います。裁判員裁判にはお金が掛かっていると思ったんです。特に兵庫県下は広いので、今回の私の裁判のときは補充裁判員2人の方が遠方なのでホテルに泊まってそこから通っていた訳ですけど、補充の方というのは基本的にはずっと見守っているだけなので、今回のような私たちが別に要らないプロの裁判官が短時間で懲役何年と決めていただければ良いような裁判は、裁判員裁判の必要がないような気がして無駄遣いをして欲しくないと感じました。やはり裁判員裁判というのは無実の人とかえん罪になりそうな感じの裁判にこそ有効に使って欲しいということを感じました。

司会者

ありがとうございました。次に7番の方の事件は、殺人ではなかったんですけど被害者が亡くなった刑務所内での受刑者同士の事件で、日程としては4日間ぐらいの事件でしたが、感想としてはどうでしたか。

裁判員経験者7番

昨年一度選ばれたんですけど仕事の都合で行けなかったんですが、今年の初めにもう一度選ばれたんです。昨年行けなかったのが非常に残念だったので、また選ばれて自分がついているなと思いました。実際に参加した中で、裁判長、裁判官さん検事さん弁護士さんが、素人にも分かりやすいように進めてくれていると思いました。自分が裁判員に選ばれて、その裁判の中でどんな事が出来るのかというのが非常に不安だったんです。実際に1日目はものすごく緊張していたんですが、2日目3日目と段々段々と体も柔らかくなって、選ばれたことに対して一生懸命やらなくちゃいけないという気持ちにはなりました。ただ、アンケートにも書いたんですけど、

判決の年数を見ると、世の中で働いて仕事をしている私にとっては非常に軽かったかなというのが正直な気持ちです。ただ、いろいろ判例もありましたし、それと、その時に初めて傷害致死と殺人がこんなに違うんだと分かりました。自分の人生にとっては非常に良い勉強をさせて貰ったとは思っています。4日間通った訳ですが、仕事をしている人には4日間というのは難しいかなというのが正直な気持ちです。もっと沢山の人が選ばれて、このようなことをやっているということを広く知らしめていって欲しいというのが正直な気持ちです。あと、裁判員裁判になる裁判には長い日数短い日数がありますが、そのあたりをもう少し考えていただけたらもっとみんなが欠席せずに参加できる裁判員裁判になるんじゃないかなと思いました。

司会者

例え4日間であってもお仕事をしながら出るとなると、特に裁判員を務めた後の仕事とかを考えると大変だっただろうなと思いました。本当にありがとうございました。次に8番の方は、2週にわたった裁判で、被告人が2名でいろいろ争いがあった、家庭内の事件でもあって大変だったのかなと思いますが、ご感想としてどうでしょうか。

裁判員経験者8番

裁判長、裁判官ともとても良い方に恵まれたと思います。8日間でしたけどすごく良い社会勉強を経験させていただきました。最初は本当に不安でどうしようと思いましたが、1日目から裁判長も裁判官も良い方で和ませてくださり、話し合いもスムーズにいきました。ただ、被告人が同世代で同じ主婦で同じ母親だったので、気持ちがすごく分かって裁判中も涙が出て大変だったんですけど、裁判長が判決を下されたときに、二人の被告人が納得されたような顔だったので良かったなと思いました。奥さんの気持ちが分かってすごく気持ちが入ってしまいました。結局ご主人は亡く

なっているんですけど、本当に紙一重なんですよね。ご主人に暴力を振るわれたりお金が足りなかったり借金したりしてて、主人を殺したいという気持ちが分かるんです。でもそこで歯止めが効くのは、私であれば、娘がいるから、私が犯罪者になったら一番傷付くのは娘だと思うからです。被告人はお子さんも沢山いて息子さんを共犯にしてしまったんですけど、最後の判決のときに、二人が納得したお顔で聴いていたのでほっとしたという感じでした。本当に良い経験をさせていただきました。

司会者

どうもありがとうございました。次に、実際の裁判手続について順にお聞きしたいと思います。今日出席されている検察官や弁護士さんからも、それをお聞きしたいと伺っているんですけど、最初に法廷に入って起訴状の朗読の後に、冒頭陳述という事件をどう見たら良いのかという双方の主張があったと思うんですけど、印象に残っていることは何かありますか。また、冒頭陳述メモが作られていたと思いますが、その書面が分かりやすかったとか分かり難かったとか、情報量がどうだったとかいう点はいかがでしょう。

裁判員経験者 5 番

私のイメージとしては、先に進んで行けば行くほど検察官はもっと強はっきり意見を言われると思っていたんですけど、僕の印象としては何かそこら辺の大学生が言っているような説明でした。そうになると、素人の立場からすると、しっかりと話をしてくれる弁護人の方に傾いてしまうんです。検察官の方はもう少ししっかりとした説明と論点を整理して話をしてくれれば良かったのにとというのが僕の印象です。

裁判員経験者 1 番

検察官の方は、写真とか色んな物を見せてくれて、こういう状態だったんですよ、多分再現すればこのような状態だったんですよと、いろいろ可視

化して裁判員の為に作ってくれていて非常に良かったと思っています。反対に弁護側は、争うというよりは減刑をしたいということで、どちらかという受け身の立場で話をされていることもあって、通り一遍のことは言っているけど被告人を弁護しているようには映りませんでした。それは、被告人自身が罪を認めていたので何とか減刑したいというだけだったので、弁護をしているという印象は受けませんでした。それと、評議についてですが、結果として無期懲役になったんですが、弁護人が主張している20年とかの有期懲役にならないかというのが心配でした。有期懲役になれば恩赦や特赦を付けて10年もすれば出てくるだろうという観念や、1人しか殺してないんだけど絶対に無期にすべきだという言葉も、印象に残っています。被告人は、どんな罪でも認めますというつもりで、裁判をやっているときは非常に穏やかでした。評議のときに、その場で被害者に謝って欲しかったという表現があったんですが、評議の場にそういう感情的なことが入るのかなというのが、私としては予期しなかったことです。

裁判員経験者4番

私の場合は非常に事件が多かったので、起訴状を読むだけでは当然短時間では理解は出来ません。冒頭陳述メモが検事さんと弁護士さんの双方から出されたと思うんですけど、非常に分かりやすく時系列的にまとめられていてツールとして非常に有効だと思います。それと、今思い出したんですが、検察の冒頭陳述メモだったと思うんですが、時系列に整理されていた時間が間違っていたところがあったんです。ヒューマンエラーは誰しもあるんで、間違ったことについてどうこう言うのではありませんが、やはりこの資料でもって判決に大きく影響するのであれば大変なことです。チェックされる方が当然おられると思いますので、資料として出される場合は精査を十分されたほうが良いんじゃないかなと思いました。

司会者

ありがとうございました。それでは次に冒頭陳述の後の証拠の説明，証人尋問や被告人質問の場面で，分かりやすかったり分かり難かった，聴きやすかったり聴き取り難かったなど何かご感想のある方はおられますか。

裁判員経験者 3 番

冒頭陳述は分かりやすく良かったと思っています。検察官と弁護人が主張されますが，やはり上手くしゃべるの方がより裁判員に伝わるというのか，そちらの方が正しいように感じると思いました。私の場合は，弁護側の方が余り上手くなくて，言っていることは分かるんですが主張としては伝わり難かったです。上手くお互いが意見を交わしていただける場になれば良いなと思います。

司会者

証拠の内容の説明や証人尋問，被告人質問についてはいかがですか。

裁判員経験者 3 番

そのところも含めまして証人への質問であるとかが，私らから見ると的外れというか，その質問が何を意図しているかがよく分からないということはありません。

司会者

質問の意図がよく分からないというのはどのようにですか。

裁判員経験者 3 番

具体的な内容は忘れたんですけど，弁護しているはずなのに，その質問が弁護になっているのかというところですかね。

司会者

他の方で，尋問について何かありませんか。

裁判員経験者 5 番

3 番の方とは逆で，弁護人の被告人への質問の仕方が親近感があって良かったという印象がありました。検察官の方はどちらかというところと取り敢え

ず堅そうな話になったという印象でした。被告人に精神的問題がある場合は、被告人の精神的な問題とか判断能力をもう少し考慮して質問すれば良かったと思います。弁護人の方は、それを考慮されているのかどうかは分かりませんが親近感のある質問の仕方でした。弁護人が質問するときは被告人は弁護人の方を向くんですけど、検察官が質問をすると検察官の方を向かないんです。それがとても印象に残っています。被告人も話を聴いてくれる人に向けて話をするのかなという印象がありました。

司会者

答える者に合わせた質問の仕方をした方が良かったということでしょうかね、ありがとうございました。証拠書類について、これがよく分かったとか、こんなのがあったら良かったのにとか、写真があったけど見え難かったとかはありませんでしたか。

裁判員経験者 8 番

検察官の資料がすごく良いねとみなさん言っていました。3年前からの事件が絡んでいて、何年前に何があったとか、これいつの話なんだとか訳が分からないんです。検察官の資料は何年何月上旬に何があったとか、素人の私たちが見てもすごく分かりやすかったです。弁護士さんのは箇条書きで、これよく分からないよねとみなさんでお話したのを思い出しました。図の様なものや、例えば家族構成ならいつ亡くなったとか、いつ何かがあったとか書いて貰っていた方が分かりやすかったです。

裁判員経験者 4 番

私が担当したのは残忍な事件でしたが、写真については事前整理の中で出さないことにされて、それに替わるものとしてイラストを配付されて見たんです。これについてはいろんな意見があろうかと思います。遺族にしたら残虐な写真を裁判に携わる者が見て量刑に反映をして欲しいという思いもあるでしょうし、逆に裁判員としてはそういった残忍な写真を見れば

非常にダメージを受けるという方もおられ、いろいろ議論もあると思いますが、私の印象としては、そういった感情的なものよりも、我々の役割としては事実がどうであったのか見極めたいというのがありますので、私の担当した事件の場合では、拳銃の発射角等についてイラストであれば、人体に対してこのような角度で入ってきたというところまで表現をされていたので、そういった面では技術的な参考になりますので、私の事件であればイラストの方が事実関係については分かりやすかったのかなと思います。

司会者

最近、遺体の写真とかについて証拠としてどれくらい見るのかということが話題になっているんですけど、今4番の方が言われたように、その写真自体を見ても医師でないと傷がどこか分からないということもありますし、言われた拳銃の発射角とかは医師とかが見ないと分からないので、我々が知りたいのは、そこから何が分かるのかということで、そうであれば写真よりはむしろイラストの方が良いというご意見だと思いますが、みなさんの中で、遺体の写真が無いことについてどうなのかとか、見たことについてどうなのか、何かご意見のある方はおられますか。

裁判員経験者8番

見せるのを止めるのか見せても大丈夫なのかということについて、裁判長や裁判官が事前に見ていただいていたと思うんですけど、それはとても良かったと思います。もし、すごくひどい写真とかを見せられていけば、気分が悪くなったり頭がおかしくなったりする方もいるかもしれないので、事前に見ていただいて、これなら私たち素人が見ても大丈夫だということを見せていただいたので良かったです。

司会者

ありがとうございました。次に検察官の論告求刑、弁護人の弁論について何かご意見がありますでしょうか。

裁判員経験者 8 番

私が担当した事件は人が亡くなっていますが殺人事件ではなかったんですが、検察官がしゃべっているときに、しよっちゅう裁判長がちょっと待って下さいそうになると殺人に変わりますよとよく言われていたのがすごく印象に残ってます。その言い方だと殺人になりますよねとか、それはすごく勉強になりました。

裁判員経験者 7 番

論告求刑のときもそうなんですけど、検察官が話をした後にそれに対して弁護人がそうは言ってもという感じにならなかったのが印象的でした。私が思っている裁判は、検察官がもっときついことを言って、それに対して弁護人がまあまあそう言わないでもうちよつと何とかということで最後に争うのかなと思っていたんですが、淡々と物事が進んでしまったので、論告求刑の年数と弁論側の思っていた年数に余り差はなかったのかなという印象を受けました。

裁判員検察官 8 番

私の事件では逆に異議ありとかがよくあって、検察官も弁護人もお互いに主張し合って良かったと思います。

司会者

無期懲役の求刑があった事件での弁論について何かありますか。

裁判員経験者 4 番

殺意があるかどうかだけの争いだったんですけど、被告人も黙秘をしていたらしくて、そうすると、裁判の中でのいろんな質問に対してしどろもどろになっちゃうんですね。弁護人が弁護をしてもそれと違う答えを被告人がしゃべることとかが多々見られました。検察官の求刑は論理的にされるんですが、それを弁護側としてはなるべく減刑をお願いするという姿勢に変わっていたので、ぎりぎり争うということではなかったのかなとい

う印象を持ちました。

司会者

それでは次に評議についてですが、進め方とか司会とか、特に自分の意見をちゃんと言えたかどうかについて感想があればお願いします。

裁判員経験者 1 番

評議のときに、いろんな理由はあるって1人の方が亡くなったんだけど、殺され方というか過程に余りこだわってはいけないということがありました。どうしても我々一般の人間は、殺されるまでのプロセスというか状況が感情的にどうだったのか、残忍性だとか仕方なくだとかどんな理由があったのかだとか、そこにこだわってしまうと判決をする時にいろんなことにばらけてしまうので、殺されたのはあくまで1人だけで死んだのは間違いないんだという事実をきちっと事実として捉えるということが大事だよとセッションされたのは、私も含めて良かったんじゃないかと思っています。

裁判員経験者 3 番

裁判長がみなさんを促して意見を聴いていたので、発言自体はしやすかったと思います。余り発言をされない方にも意見を促されていたので、補充員も含めて8人の意見が出ていたので進め方としては良かったと思います。あと個人的な感想としては、量刑に関しては判例とかの説明も受けて最終的に決めたんですが、答えありきというか、これぐらいで落ち着かせようではないですけど、そういう感じを個人的には受けました。実際に今まで似たような事件があって、それとの整合性であるとか、この被告人だけが否認しているのが重くなるとかは違うとは思いますが、裁判員制度の一つの意味として市民の感情を入れるというところでは、重くなるかもしれないんですけど、どちらが正しいのかは今でも分からないですが、重く持って行く人もいましたし、今までの判例を大事にしてやられる方もい

らっしゃったんですけども、プロの裁判官の方たちの意見というのは、最終的な判決のところでは答えありきで進んでいるのかなという印象は受けました。

司会者

量刑を決める段階では、みなさん一様に量刑検索システムのグラフを裁判官から示されていると思いますが、そこで示されているグラフというのが既に裁判員制度が始まった以降の分であるということも説明を受けていると思うんですけど、その上でそれにどのくらいなっていくのかというところはいろんな考え方があって、裁判員制度がなぜ行われることになったかに絡んでくる話だと思うんですけど、他の方はどういうご感想をお持ちでしょうか。

裁判員経験者 5 番

ありきという印象は私もありました。決まってるやんという感じで、裁判長がそういう言い方をしている訳ではないんですけど、僕らからしたらやっぱりそうせなあかんやん、やっぱり懲役何年にせないかんやんみたいな感じはありました。決まっているならそれでいいやないかという印象は少しはありました。グラフでの説明もよく分かりますし、判例もよく分かるんですけど、僕ら素人にとったら裁判官とか裁判長はものすごく上の人なので、この人が言うてることは正しいんやとなるので、そこで少しでもそういう言い方になったとすれば、それをしなくちゃいけないんだ、それを決めなくちゃいけないんだという形になりかねないんじゃないかなという印象はあります。

司会者

大変大切な意見だと思います。評議において裁判長がどういう発言をするかについては本当に気をつけないといけないと思います。

裁判員経験者 1 番

私の裁判ではそんなことはなかったんですけど、裁判員制度の基本的な考え方からすると、市民感情というか市民目線でこの裁判をどうするのか、裁判員の意見をなるべく取り入れたいということだと思うんです。その代わりに歯止めとしては、二審では裁判員制度はしないし、裁判員裁判にするかどうかは難しいところがあるんでしょうけど、市民感情というか市民目線を取り入れたら良いような裁判例をピックアップして選ばれていると私は思っているので、一審で万が一裁判官と裁判員の意見が微妙に違って、裁判官が判例から見て軽い刑が当然だとしても、裁判員からそれは軽いよとの意見があったら、裁判長は、一審で裁判員制度をやっているんだから、裁判員の沢山の方がそう思っているんなら判決のときに何らかの形でそれを盛り込んでやろうという意図があると思っています。万が一そのようなことがあっても、二審三審があって確定でないんだから、そういう意味でも裁判員の意見が少しでも違ったときは、裁判官はそれを考慮してあげようというのが見えていたというか、一審の判決はこういうことを考慮しなさいというのが内部事情になっているんじゃないかという印象は受けています。

裁判員経験者 8 番

ここからここまでと教えていただいた上で、みなさんが誰が書いたか分からないように紙に書いて貼っていくんですが、やっぱり軽い刑から重い刑まであるじゃないですか。でも裁判長がおっしゃたことは、裁判員、裁判長、裁判官全員が納得しないといけない、ひとりでも意見が違ったら駄目だと、みんなで話して話して今までの7日間のを全部引っ張り出してきて決めたんですけど、それはすごく納得出来てすごく良かったです。全員に話を振っていただいているんな意見が飛び交って、ぶつかることもあったり、そうだよねという意見もあったりすごく良かったと思います。

裁判員経験者 4 番

裁判長は非常にご苦勞されて評議の運用をスムーズにされていたと思います。裁判官については、裁判長，右陪席，左陪席と3人おられますが、いわゆるベテラン，中堅，若手という組み合わせですが、それぞれ役割分担されて、若手の方は食事と一緒にされてコミュニケーションを取るのに苦心されているのかなと思いました。それが、議論の中で我々は話しやすいしやりやすいしということであったと思います。裁判長も板書を多用されて非常に分かりやすく説明をしていただきました。どういった量刑にするかですが、これについても量刑のデータベースを示されて一定の基準というのは説明をしていただきましたけど、それはそれとして、ひとり一人に意見を求められましたが、犯罪を犯してはいるんですけども、その人の運命を定めるということで悩みました。データベースの基準はあるでしょうが、最後に定めるのはそこに関わった人間ということで、それだけ責任を感じなければいけないのかなと私は思いました。判決の日は朝9時30分集合で11時から判決でしたが、その日の朝に判決文が配付されて読んでの確認作業があった訳ですが、判決文の中身について、その場で裁判員が意見を言うのは難しい部分があるんですけど、私の場合は2箇所ほどうーんと思う部分があったんですが、判決文を書くのは裁判員に課せられた業務ではないのかとも思いますし、非常に技術的な部分がありますからそこまでは申しませんが、最後の確認の場面でそういうことがあったことだけは申し上げておきます。

司会者

判決の言い渡しの直前には判決文をみなさんに見て貰って、これで良いか了解を取っているはずなんですけども、確かに4番さんが言われたように、判決の言い渡し時間が迫っている中で、これで良いですかねと言われて駄目ですとは言えないことがあるのかもしれませんが。それを言っただけのような雰囲気をお我々も作っていかねばいけないと思いました。

どうもありがとうございました。

裁判員経験者 2 番

みなさんの話を聞いていて、最初に 6 番の方もおっしゃったんですけど、私が担当した事案が本当に裁判員裁判が必要な事案だったのかと、みなさんのお話を聴けば聴くほど思います。覚せい剤をネット販売をした事案でしたが、期間も短く売った相手も多くなかったお金もそんなに多額でなくて本人には前科があった、じゃあこの人の刑は何年にしますかということだけだったんです。弁護人は刑を軽くして欲しいとおっしゃられるし、検察官はこうだからこれくらいの年数でしょうと言われていました。評議室の中の話は、みなさんの年齢もばらばらで男女も半々ぐらいだったし、お話の引き出し方も均等にみなさんが話せるような感じにされていたので、初日は緊張があったけど 2 日目には、みなさんがそれぞれの思いを言えてると思ったのでそれはすごく良かったです。ただ、期間も非常に短かったですし、8 名を呼んで裁判員裁判にしなければいけない事案だったのかとみなさんの話を聞いて段々思っけきちゃいました。

司会者

そんなことはなかったと思うんですけど、そう思わせたとしたら、本日の私の司会がまずかったのかなと思うんですけど、どうもすみませんでした。評議のことはこのあたりにしまして、これから裁判員に参加される人に向けて、あるいは制度についても結構ですけど、メッセージをお願いします。

裁判員経験者 8 番

最初に書類が来たときからどうしようどうしようと思っていて、裁判所に来るまでもずっとどきどきしてきて、来てからもどうしようどうしようずっと思っていたんですけど、結局当たってしまったってどうしようと思って初日に来たら裁判長と裁判官が良い方で良かったと思いました。最初に

どうしようと思っていた気持ちが最後には本当にやって良かったと思えたんです。お友達や職場の人に裁判員をやって良かったと、皆さんも封筒が送られて来たら恐がらずに行ってくださいと言いまくりました。でもみなさんは、恐いでしょうとか嫌でしょうとか言うんですけど、私は、良かったよと、泣いたりもして辛かったけど最後にはすごく良かったから経験してくださいとお伝えしていますので、恐がらずに一度参加されたら自分にとってもすごくプラスになる経験なのでお勧めしたいと思います。

裁判員経験者 7 番

人を雇っているんですが、自分の会社の社員が裁判員になったらどうかという話が会合などで話題になります。裁判のために何日か会社を休まないといけないということを会社がどう理解していくのか、残念ですけど末端まではそういう理解は出来ていないと思います。自分が裁判員をやったことは言っていないんですけど、個人的にはすごくやって良かったと思っているので、裁判員に当たったら進んでやるべきだと思います。ただ、人を使う立場からすると、その整備が出来ていないということに関しては、もう少しやり方を考えていただきたいというのが正直な気持ちです。

司会者

今言われた整備ということについて少しお話を伺えたらと思うんですが。

裁判員経験者 7 番

今の日本の社会というのは過去と非常に違うところがあって、一人が一人以上の仕事をしないとやっていけないような状況に残念ですがなっています。人が休むということは生産性が落ちるということで、その部分が整備されないと厳しいと思います。選挙権が 18 歳になったのは良いことだと思うんですが、裁判員に関してのことというのは世の中の人には全然知らないと思うんです。休まないといけない日数もそのときでないと分かりませんし、そういう部分で日数が長いとどうしても辞退する人が

出て来てしまうという部分を考えていただいた方が良いのかなと思います。

司会者

社会の制度というか、国の制度としてももう少しやっていけるような仕組みを作っていく必要があるということでしょうか。

裁判員経験者 7 番

裁判員になったら必ず行かないといけないんですよという制度にしないと難しいでしょうね。

裁判員経験者 6 番

7 番の方が言われた通りで、私の場合はフリーなので仕事の都合は付くんですけど、やはり男性の方で中小企業の方とかは難しいというか、公務員と一般に働いている方とのギャップを非常に感じます。官僚には一般庶民の実際の生活なんか絶対に分かりっこないし、その人たちの目線で決めたような文書で送りつけられて、見もしないDVDも入っていたりとかして、私にしたら無駄遣いと思って、まず文書を見ただけで行く気がしないし、何かもうちょっと民間人に訴えるというか、内部で決めたことじゃなくて第三者が入った形で決めていかないと広まらないというか、やはりすごくギャップがありますよね、広報もそうですし、昔のパターンというか、それもすごく感じますし、本当の一般庶民と上の方が考えていることのギャップをすごく感じました。私自身は、今回は量刑を決めるだけの内容だったので、それこそ過去のデータでこれくらいというのがあって、それに対して増えるとか減らすとかを決めるだけだったので、別に裁判員じゃなくてもという感じがあって、それこそ補充の方は遠くから来られていたのでホテル代を使ってまでという感じはあります。裁判員裁判は隣の部屋でもあったし、私が通っている間にまた次の裁判の人の説明会とかもあって、これでまた交通費とかすごくお金が掛かって、もうなんて言うかそのあたりの無駄もすごく多いような気がしたんです。もちろん必要な裁判も

あって、必要な使われ方をされるにはとても良い制度だと思っています。
本当に利害関係の無い第三者が入るっていうのはすごく良いことだと思う
ので、それをもっと有効に使っていただけたらと思います。

司会者

これから参加される方には何かお言葉はありますか。

裁判員経験者 6 番

参加される方はやはり気が重いと思うんですよ、私もすごく気が重くて、
裁判の内容にもよるので何とも言えないですが、そのあたりはやはり事件
を選んで、この程度だったらみたいな感じで参加出来ればと思います。や
はり裁判官と並んで裁判に出るということは、私なんかだと死ぬほど勉強
しても裁判官には絶対になれないので、ああゆう場に立つというのはこう
いうことがないと立てなかったもので、それはとても良い経験だと思います。

裁判員経験者 5 番

僕の場合は裁判員になりたくてなりたくて仕方なかったのですごく嬉し
かったです。裁判長にも言ったんですけど、私はしょっちゅう傍聴に来て
いる傍聴マニアなんです。自分が参加出来たということはすごく良いこと
だし、今回の意見交換も抽選で当たってすごく嬉しいです。ただ、7番さ
んの意見が僕の中にもあるんです。僕は自営業なんです人が雇っている
訳ではないので良いんですけど、やっぱり人を雇っている人というのは、
生産性だとかいろんなことを考えないといけないんですよ。経営の問題と
いうのは、この問題というのは6番さんがおっしゃったように、失礼な言
い方かもしれませんが公務員さんには分からないと思います。でも、これ
を裁判員制度を無くすとか違う方向に持って行くよりも、僕はずっと前か
ら思っていたんですけど、国民には国民の義務があると言うならば、もし
も裁判員を本気でやるなら立候補も良いんじゃないかなと思います。諸外
国はそうやっていますよね。学校の先生が立候補して行ってきますと言え

ば休めて陪審員で参加することも出来る。そうして終わったら自分の経験を生徒たちに話したりするという形もあるでしょう。この国のやり方は上からなんですよね何もかもが。だから文書も難しくて、行かなあかんような感じになっていたりとか、その気で作ってる訳じゃないんですけど、どうせ本気で裁判員制度を考えるならば、来て下さいというのも大切かもしれないですけども、選択できるとか、行きたい人が行くとか、事件を選べるとかの方向性も大事なんじゃないかなと思うんです。裁判員制度自体は必要なものだと思います。裁判長と一緒にのお部屋でいろいろさせていただいて、裁判官というのはほんまにしんどいんやなとよく分かりました。裁判員の僕らにも気を遣っていただき、たとえ罪を犯したとしても人は人です、その人の人生を考えなくちゃいけない。それは大変な仕事だと思います。だからそれをお手伝い出来ることは良いことなんですけど、一方的に来て下さいというのも大切かもしれないけど、手を挙げて貰ってやって貰うというのも一つの方法かなと思います。会社を経営している人、人を雇っている人、主婦、高齢者を看ている人など、いろんな人がいますので、その部分はもう一度方向性を考えて国の制度としてやっていけば良いかなと思っています。裁判員制度は良いシステムなんで、みなさん行ってください。判決のときに僕の嫁さんが見に来ていたんですが、あんな所に座っているといつも見ている旦那さんと違うのですごいという感じになるんです。そんなイメージの問題も大切だと思います。宣伝じゃないですけど、みなさんには行って下さいと僕は言っています。裁判官が説明に伺いますという紙を終わったときに頂いたので、自治会にコピーをして渡しました。うちの自治会の方も良いじゃないかということで、来たらみんな行こうやないかというくらい進めています。あとは制度の問題で、呼ぶことも必要かもしれませんが、立候補という方法もあるし、いろんな選択肢を国民の方に持たしてあげるのも一つの方法だと僕は思います。

裁判員経験者 4 番

この制度が続く限り選任される方がいるんですけど、私もそうでしたが非常に不安に思う訳です。そういった方については、良い経験が出来るんだと、実際にその場に行けば裁判所のみなさんはソフトな対応をしてくれるし分かりやすい資料も用意されているということで、安心して参加していただきたいなと思います。ただ、事件の内容によっては凄惨な証拠でのダメージが全くないとは言えない訳ですが、私としては守秘義務以外の部分については、終わった後はみなさんにどんどん話していければ良いと思うんです。自分でため込むとストレスは抜けませんので、経験したことをみなさんに話していくということで、ダメージを受けたとしてもそれは解消していくのかなと思いました。

裁判員経験者 3 番

裁判員制度自体は良いと思っています。何人かの方が言われていたんですけど、制度的なところで強制的な部分がもう少しあっても良いのかなと思います。それは、年末に通知が送られて来て、次にこの裁判に選ばれましたとまた来て、選任の日に二十何人かが来たときに最終的に選ばれるので、断るチャンスは3回あると思うんですけど、声の大きい人とかやりたい方が残りがちなんじゃないかなと思います。僕自身は裁判員はしたくなかったというか、そんなに前のめりではなくて選ばれて仕事の都合が付いたらやろうかなという程度だったんですが、全てのタイミングが上手くいったのでさせていただきました。個人的にはやって良かったなとは思っています。でも制度自体は、会社員や主婦やパートのみなさんが出られるような、社会での認知とといいますか、ある意味強制になるのか分かりませんが、そういうシステム作りは必要ではないかなと思います。僕自身はやったということは言っていますが、お客さんからは一か月ぐらい行くんちゃうのという意見が多かったです。制度自体についての認知が全然されて

ないのかなと感じています。私の周りでも選ばれたけど行かなかったという方が多かったので、経験的には行けるのであれば行った方が良いのかなとは思っています。

裁判員経験者 2 番

裁判員裁判に当たったことで、この場所に足を一步踏み入れたということで、普段なら入ることはなかったであろう裁判所に入ることが出来て、テレビでしか見たこともなかった判決とかの場面に自分がいたというのはすごく良い経験だったと思います。去年の10月に3日間という案内を頂いてそれじゃあと思ったんですけど、実はその前に、8月の月末週に5日間という案内を頂いたことがあったんです。経理の仕事をしているので月末の1週間が空くというのは仕事上とても無理だったので、そのことを書いて今回は辞退するということで了解を頂いて、じゃあまた当たったらお願いしますということになったんです。会社には裁判員裁判については自分の有給を取らなくても行ってきなさいという制度があるので大丈夫だったので、あとは自分の仕事をどう都合を付けるかというところだったので10月に参加しました。まず年末に候補になりましたというのが来て、いける日程であれば選任に行って、その場で初めてどんな事件が分かる訳で、殺人事件、レイプ事件、放火事件といろいろあるでしょうが、写真があるかどうかとか証拠物件を見せられるんだらうかとかの思いがあるでしょうから、その時点で本当に辞退をしたいと思って申し出て認めて貰えるのであれば、取り敢えずはみなさん行かれるんじゃないかと思うんです。でもそういうことを最初の時点でおおっぴらにすると、何でもかんでも最初の時点で断れば良いと思ってしまうとみんなが行かないと思います。行きたい人だけ興味のある人だけ裁判員になりたい人だけしか行かなくなってしまうと、何のための裁判員制度なのかということになるので、まず第一歩目は、みなさん必ず来て下さいというちょっと強い感じにしておいて、来て

貰ってからの辞退も出来るという方法にしていなければと思います。やりたい人ばかり，声に出して自分の意見を言える人ばかりが集まるというのはどうかなと思いますし，普段から余り話さない人でも実は何かの思いがあるよという人の思いで判決が下されるというのもありなのかなと思います。それは必要なことなんじゃないかなと思います。そういう意味では，この裁判員裁判の制度を各企業とかでもっとこうなんですよと広めていくとか，ニュースだホームページだといろいろあると思うんですけど，なかなかそこを見ないというのがあって，それで何が報道されるかというところ，この裁判員裁判は100日もありました長期化していますとかで，何十日もあつたらお勤めの人なんか行ける訳ないじゃんという話になってくる訳で，そういう報道もどうなのかなと思ったりもします。ただ，これから当たった方については，まず一歩目は初日の選任をするところまでは何が何でも行っていただくということは必要なんじゃないかなと思います。そこからまた開けていけるんじゃないかなと思います。自分自身にとっては貴重な経験をさせていただいたので良かったと思っています。

裁判員経験者 1

生まれてこれまでの知識経験があれば良いのであって，法的なものとか裁判に関する専門的なことを知っていなくても裁判員としての仕事は出来るということは，これから裁判員になるであろう人達には伝えていきたいと思います。誰でもなれるんですよ，これまでみなさんが育ってきた経験だとかを駆使して自分なりの結論を出せば良いので是非参加してくださいとは言っています。制度自体についてですが，私は定年退職しているので自分で日程の調整は可能なんですけど，サラリーマンだったら出来るかなというのがあります。1日ぐらいだったらちょっと頼めると思いますが，尼崎事件のように長くなると誰にも頼めないよねというのが一つと，企業とか公務員もそうだと思いますが，企業がそんな体力がないのに，

あなた一人4日間抜けても十分フォロー出来ますよという態勢はどこも出来ていないというのを実感しています。そうすると、裁判員制度で改革したら良いと私が思うところは、無作為抽出というのは大前提ですので、初めから手を挙げてというのはおかしいと思いますが、段階を経た後で、あなたにはこういう事件を担当してもらいますと事案の概要が説明された段階で、やりますという人をその中から選べば良いと思います。立候補する人が8名以上いればその中から抽選したら良いと思います。無作為で選ばれて来られた方に事案を説明をした段階で、断る理由を探すんじゃなくて、やりますという人に手を挙げていただいて、その中から無作為で抽選するぐらいにしないと、今の制度からすると、断ろう断ろうとする方が強くなるんじゃないかなという気がするんです。やりたい又はやっても良いよと思っている人でも、日数や事件の内容によっては出来ない方というのはいると思うんです。初めからやりたくないというんじゃなくて、これだけの日数が掛かるんじゃないとか、このような事件だったらちょっとという方はおられると思うんです。その段階で希望者を選ぶということに変えられないのかなと思いました。

司会者

私も思いつかないようないろんなご意見やご提案をいただきありがとうございました。この制度をしっかりと色々な人が参加出来るように頑張ってやって欲しいというお気持ちがあるということはよく分かりました。これを機会にいろいろ勉強させていただきたいと思いました。本日はいろいろありがとうございました。

以 上